

【 生徒心得 】

この生徒心得は、中学校生活を楽しく豊かな実りあるものとするために、どうしても必要なことからだけを定めるものである。よく読み内容を理解し、実行し、心身ともに健康な中学校生活を過ごそう。

第1章 中学生としての活動

1 生徒会活動

自分たちの生徒会であることを自覚し、生徒会活動に進んで参加し、すばらしい校風と自己を育てよう。

2 学級会活動

学級は一日の生活をともにする仲間の集まりである。お互いに信頼し、協力して明るい学級を作ろう。

3 学習活動

中学生の最も大切な活動は学習である。授業には進んで意欲的に参加し、積極的に学習する態度を身につけよう。

第2章 生活について

1 一日の日程

時間割(各学級毎に掲示)

部活動練習時間(後載)

2 校内生活について

- A 礼儀正しい態度をとる。
- B 時間のけじめをつける。
- C 必要のない金品を学校に持ってこない。

3 奨励服について

- A 奨励服は学校で定めたものとする。ただし、6月～9月は白のワイシャツ又は白のポロシャツとする。(6月～9月においても気温や体調によっては奨励服着用可)
- B 校内では左胸に名札をつける。
- C スカートの長さはひざたけ程度とする。
- D 防寒具類は、黒、紺、茶、グレー、白系統を推奨する。
- E 奨励服の中に着るセーター類の色は黒、紺系統を推奨する。
- F 冬期間や雨天時は、ジャージ通学でもよい。
- G 上靴は学校指定のものとし、色については学年指定のものとする。
- H 通学靴は、天候や授業に適したものを選ぶこと。
- I ソックスは、無地の白、紺、黒色を推奨する。

4 通学について

- A 学校で定めた通学路を, 交通規則に従って通学する。
- B 自転車通学は許可制とし, 詳しくは別に定める。
- C 通学途中, 寄り道をしない。
- D 学校に到着したら, 放課後まで校外には出ない。

5 届出について

欠席や欠課をするとき等は, 前もって届け出ること。(tetoru や保護者からの電話等)

第3章 自転車通学について

1 許可する生徒の条件

- A 「虹の丘」「橋元」「小堤」「みずほ台」「上谷刈1丁目」「上谷刈5丁目」「上谷刈6丁目」に住んでいる生徒。

※ やむを得ない事情及び環境下にあつて, 通学上自転車に頼らなければならない生徒については, 別に考慮する場合がある。

- B ヘルメットを着用する生徒。
- C 自転車損害賠償保険等に加入している生徒。
- D なお, 次のような自転車は許可しない。

- | | |
|-----------------|---------------------|
| ア ベルがきちんと鳴らない | イ ライトが適切に照射していない |
| ウ ブレーキが効かない | エ タイヤの空気圧が適切でない |
| オ ペダルにがたつきがある | カ チェーンの張りが適切でない |
| キ スタンドががたついていない | ク リヤリフレクタが付いていない |
| ケ 鍵が掛かっている | コ サドルががたついて固定されていない |
| サ ハンドルががたついていない | |

(公益社団法人 日本交通管理技術協会「TSマーク 自転車のチェックポイント」より)

第4章 部活動について

部活動は任意に加入し, 活動は以下のとおりとする。

- 1 原則として, 月曜日～金曜日は 16 時 45 分までとする。ただし, 顧問の指導のもと下記の時間まで 延長して活動することができる。延長は, 保護者の承諾を得て, 顧問が申請し, 校長の許可を得る。完全下校は下記の時間とする。

1期	4月～中総体	18時10分(吹奏楽部は, 吹奏楽コンクールまで)
2期	中総体～新人戦まで	17時40分(吹奏楽部は, アンサンブルコンテストまで)
3期	新人戦～3月	17時20分

- 2 1期の中総体2週間前は, 中総体強化期間で, 45分授業となり活動時間が30分増える。

- 3 休日・長期休業中の活動については, 以下のとおりとする。

- ① 土曜日・日曜日・祝日の練習は時間外活動の許可を受けて行う。
- ② 長期休業中の練習計画は別に定める。

4 活動中止について

- ① 定期テスト前 …… 5日前から
- ② 十分な管理ができない場合。(定例の職員会議, 教科研究会, 教科外研究会 等)

5 朝の活動について

- ① 朝練習は, 保護者の承諾を得て, 許可願いを提出する。
- ② 活動時間は7時20分から8時(確実に奨励服に着替えて8時25分には着席できるように)
- ③ 朝練習をした場合はその日の放課後の延長はしない。(16:45~)

6 上記以外の活動を行う場合は, 保護者の承諾をとり, 参加できる生徒を対象に顧問の指導のもと, 校長の許可を受けて行う。

7 部活動の創廃部に関する規定

(1) 廃部等に関する規定について

① 廃部検討の開始

新人戦の直前において, 部員数が5名に満たない場合(1・2年生の合計が4名以下), 廃部検討となることを通告する。

② 准廃部

- ・ 上記通告を受けた部が, 次の年度の新人戦の直前において5名以上の部員を確保できた場合は, 職員会議を経て校長の許可が得られた場合に限り, 廃部の検討を終える。
- ・ 人数確保ができない場合は准廃部となる。
- ・ 准廃部になった部活動はその後の新入部員は認めない。

③ 廃部

准廃部となったのち, 所属部員が不在となった時点で廃部とする。

(2) 部活動の新設等に関する規定について

今後, 急激な生徒数の増加, 優秀な実績を有する生徒の入学, 他の事由により, 部活動の新設やそれに準ずる対応が必要と校長が判断した場合には以下のように対応する。

① 新設の条件

- あ) 部活動(愛好会)の新設は活動する部の数が, 学校設備・教師の指導体制の状況から余裕を持って設置できる範囲内でのみ申請を受け付ける。
- い) 新しく入部しようとする1・2年生の合計が5名以上確保されている。
- う) 新設申請を行い, 職員会議を経て校長から承認を得た場合に限り「愛好会」という形式で活動を行うことができる。
- え) 愛好会として活動後, 愛好会の代表が活動の報告を行い, 年度末に改めて申請を行う。申請が職員会議を経て校長から承認を得られた場合, 次年度から部活動として活動を認める。
- お) 活動の様子によっては部活動への昇格を認めない。また, 活動の様子が良好でない場合は愛好会としての活動を停止させる。
- か) 申請は単年度決済とし, 毎年申請しなければ愛好会としての活動も認めない。

②「愛好会活動規定」

- あ) 愛好会には顧問(1名)は付くが予算は組まない。

- い) 愛好会も部員の勧誘を行うことができる。
- う) 愛好会の活動時間は、部活動に準ずる。活動の延長は行わない。
- え) 長期休業中については顧問の状況により活動することができる。
- お) 愛好会の活動場所については、既存の部活動が優先的に利用する。
- か) 部活動と愛好会への同時入部(掛け持ち)は禁止する。

※部活動に関する人数規定は実活動人数を基本とする。

③ 特設部活動

- ・ 民間のクラブ等に所属して活動実績のある生徒が、中体連主催大会へ出場を希望する場合は、学校・職員の状況を見て可能な範囲で、特設部活動として出場を認める。
- ・ 活動費は、文化体育後援会の「特設部活動費」を当て、部費は割り当てない。
- ・ 特設部活動として、常設の部活動と兼部できる部とそうでない部は以下の通り。
 - 可能…駅伝部, スキー部, スケート部
 - 不可能…水泳部